

事業名	金融商品取引法上の電子開示手続にかかるサポートの実施				
申請事業者	開示書類の作成・編集・印刷を行う企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	金融庁	法令	金融商品取引法、金融商品取引法施行令、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令等

【照会内容・結果】

○金融商品取引法により開示義務のある有価証券報告書等の書類については、EDINET(※)を通じて、インターネットを用いて提出を行うことが可能である。

※金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムであり、内閣府の使用するホストコンピュータ、提出会社の使用するコンピュータ及び金融商品取引所(及び金融商品取引業協会)のコンピュータを結んだシステムのことを指す。

○開示書類の提出を行う企業から発注を受け、開示書類の作成・編集・印刷を行う照会者は、今回、電子申請による提出について、①提出会社の開示書類の提出にあたって立ち会い、補助を行うこと、及び②提出会社のID及びパスワードを用いて提出会社の名義において開示書類の提出を行うことが可能か否かを照会し、可能であることが確認された。

【意義】

○開示書類の作成等だけでなく、提出までを含めた包括的なサービスの提供が可能となり、照会者の競争力強化とともに、提出会社の事務効率化による生産性の向上に資する。

【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課(03-3501-9537)